

地域経済循環創造事業交付金交付要綱等の一部を改正する要綱（案）

地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成 25 年総行政第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（下線が変更部分）

>

改正後	改正前
<p>地域経済循環創造事業交付金交付要綱 （ローカル 10,000 プロジェクト）</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 25 年 2 月 27 日制定</u> <u>令和 8 年 4 月 1 日最終改正</u></p>	<p>地域経済循環創造事業交付金交付要綱 （ローカル 10,000 プロジェクト）</p>
<p>第 4 条 事業内容</p> <p>次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、民間事業者等（以下、「交付金事業者」という。）が、初期投資を行う事業（以下、「交付金事業」という。）に対し、地方公共団体が助成を行う場合に、当該地方公共団体に対して、交付金を交付する。</p> <p>(1) <u>地方公共団体、地域の金融機関等との連携を通じて、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。</u></p> <p>(2) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。</p> <p>(3) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。</p> <p>(4) 交付対象経費のうち、交付金事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは奄美群島振興開発基金から受ける融資額、<u>一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公</u></p>	<p>第 4 条 事業内容</p> <p>次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、民間事業者等（以下、「交付金事業者」という。）が、初期投資を行う事業（以下、「交付金事業」という。）に対し、地方公共団体が助成を行う場合に、当該地方公共団体に対して、交付金を交付する。</p> <p>(1) <u>産官学金労言</u>の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。</p> <p>(2) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。</p> <p>(3) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。</p> <p>(4) 交付対象経費のうち、交付金事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは奄美群島振興開発基金から受ける融資額<u>又は、</u>一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地</p>

改正後	改正前
<p>共団体から受ける無利子の貸付額、<u>地域活性化ファンドから受ける出資額又は民間クラウドファンディングにより調達された資金の額</u>（以下「融資額等」という。）の総額が第7条に規定する公費による<u>助成額</u>と同額以上であり、当該融資は無担保（交付金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。</p> <p>なお、金融機関は経営者に対して交付金事業者の連帯保証人になること（経営者保証）を求めてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第7条 交付限度額</p> <p>交付対象経費のうち、融資額等を除いた額を対象として、地方公共団体が交付金事業者に助成する経費（以下「公費による<u>助成額</u>」という。）に対する国が地方公共団体に対して交付する交付金の額は、1事業あたり以下の各号に定める方法により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 融資額等が公費による<u>助成額</u>と<u>同額以上2倍未満</u>の額の場合にあつては、公費による<u>助成額</u>（<u>3,000万円</u>を上限とする。）に<u>第2項</u>に定める交付率を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 融資額等が公費による<u>助成額</u>の<u>2倍以上3倍未満</u>の額の場合にあつては、公費による<u>助成額</u>（<u>4,000万円</u>を上限とする。）に<u>第2項</u>に定める交付率を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(3) 融資額等が公費による助成額の3倍以上4倍未満の額の場合にあつては、公費による助成額</u>（<u>5,000万円</u>を上限とする。）に<u>第2項</u>に定める交付率を乗じて得た額とする。</p>	<p>方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「<u>融資額等</u>」という。）の総額が第7条に規定する公費による<u>交付額</u>と同額以上であり、当該融資は無担保（交付金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。</p> <p>なお、金融機関は経営者に対して交付金事業者の連帯保証人になること（経営者保証）を求めてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第7条 交付限度額</p> <p>交付対象経費のうち、融資額等を除いた額を対象として、地方公共団体が交付金事業者に助成する経費（以下「公費による<u>交付額</u>」という。）に対する国が地方公共団体に対して交付する交付金の額は、1事業あたり以下の各号に定める方法により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 融資額等が公費による<u>交付額</u>と<u>同額以上1.5倍未満</u>の額の場合にあつては、公費による<u>交付額</u>（<u>2,500万円</u>を上限とする。）に<u>(4)</u>に定める交付率を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 融資額等が公費による<u>交付額</u>の<u>1.5倍以上2倍未満</u>の額の場合にあつては、公費による<u>交付額</u>（<u>3,500万円</u>を上限とする。）に<u>(4)</u>に定める交付率を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後

(4) 融資額等が公費による助成額の4倍以上の額の場合にあっては、公費による助成額(5,500万円を上限とする。)に第2項に定める交付率を乗じて得た額とする。

2 交付率は、原則として1/2とする。ただし、次の表の左欄に掲げる区分にあっては、それぞれ右欄に掲げる交付率とする。

区 分	交付率
① (略)	2/3
② (略)	3/4
③ 次の各号に掲げるいずれかに該当する交付金事業 <u>(1) 地域脱炭素の推進に特に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの</u> <u>(2) 地域の若者や女性の活躍に特に関連する事業</u> であって、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの	3/4

第14条 実績報告

地方公共団体は、交付金事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

改正前

(3) 融資額等が公費による交付額の2倍以上の額の場合にあっては、公費による交付額(5,000万円を上限とする。)に(4)に定める交付率を乗じて得た額とする。

(4) 交付率は、原則として1/2とする。ただし、次の表の左欄に掲げる区分にあっては、それぞれ右欄に掲げる交付率とする。

区 分	交付率
① (略)	2/3
② (略)	3/4
③ 次の各号に掲げるいずれかに該当する交付金事業 <u>(1) 生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの</u> <u>(2) 脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であって、地域金融機関等からESG投融資を受ける新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの</u> <u>(3) 地域の女性や若者の活躍に関連する事業</u> であって、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの	3/4

第14条 実績報告

地方公共団体は、交付金事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

改正後	改正前
<p>2 地方公共団体は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに<u>年度終了の実績報告として別記様式第7による実績報告書</u>を大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 地方公共団体は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに<u>前項に準ずる報告書</u>を大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(様式)</p> <p>(別記様式第6号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 あて</p> <p style="text-align: center;">地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">地域経済循環創造事業交付金事業変更申請書</p> <p>年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った地域経済循環創造事業交付金について、その申請を変更したく、<u>地域経済循環創造事業交付金交付要綱第13条の規定に基づき</u>、別紙のとおり申請する。</p>	<p>(別記様式第6号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 あて</p> <p style="text-align: center;">地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">地域経済循環創造事業交付金事業変更申請書</p> <p>年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った地域経済循環創造事業交付金について、その申請を変更したく、<u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第10条の規定により</u>、別紙のとおり申請する。</p>

改正後

改正前

(別記様式第7号)

番 号
年 月 日

総務大臣 あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名
(公印省略)

地域経済循環創造事業交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金の交付
金事業について、

完	了
会計年度が終了	

したので、補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業の交付金実績額 千円
- 3 交付金事業の実施状況

交付金事業者の名称	
着手日	
完了日	

- 4 交付金事業経費総括表

交付対象経費区分(円)					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	
資金区分(円)					備考
融資額等	公費による交付額		その他	計	
	うち地方費	うち国費 (交付金)			

(注1) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費(交付金)〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注2) 完了実績報告の場合、以下の書類を添付すること。

- 1 地域経済循環創造事業交付金事業報告書
- 2 地域経済循環創造事業交付金対象経費整理表
- 3 地方公共団体から交付金事業者への支払が分かるもの(支出命令書等)の写し(交付金事業の請求書・同領収書については、原本を交付金事業者、写しを地方公共団体で保管すること)
- 4 金融機関からの融資を証明する書類(融資契約書等)の写し
- 5 事業の成果がわかるもの(写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等)
- 6 別記様式第7号 別紙1 地域経済循環創造事業交付金 交付金実績調査書(複数年度の場合のみ)

(別記様式第7号)

番 号
年 月 日

総務大臣 あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名
(公印省略)

地域経済循環創造事業交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金の交付
金事業について、

完	了
会計年度が終了	

したので、補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業の交付金実績額 千円
- 3 交付金事業の実施状況

交付金事業者の名称	
着手日	
完了日	

- 4 交付金事業経費総括表

交付対象経費区分(円)					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	
資金区分(円)					備考
融資額等	公費による交付額		その他	計	
	うち地方費	うち国費 (交付金)			

(注1) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費(交付金)〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注2) 以下の書類を添付すること。

- 1 地域経済循環創造事業交付金事業報告書
- 2 地域経済循環創造事業交付金対象経費整理表
- 3 地方公共団体から交付金事業者への支払が分かるもの(支出命令書等)の写し(交付金事業の請求書・同領収書については、原本を交付金事業者、写しを地方公共団体で保管すること)
- 4 金融機関からの融資を証明する書類(融資契約書等)の写し
- 5 事業の成果がわかるもの(写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等)
- 6 別記様式第7号 別紙1 地域経済循環創造事業交付金 交付金実績調査書(複数年度の場合のみ)

改正後

(別記様式第8号)

取得財産等管理台帳

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が地域経済循環創造事業交付金交付要綱第2.1条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

改正前

(別記様式第8号)

取得財産等管理台帳

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が地域経済循環創造事業交付金交付要綱第2.2条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

改正後

(別記様式第9号)

取得財産等管理明細表

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が地域経済循環創造事業交付金交付要綱第2.1条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

改正前

(別記様式第9号)

取得財産等管理明細表

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が地域経済循環創造事業交付金交付要綱第2.2条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

改正後	改正前
<p>(別記様式第11号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名 あて</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">地域経済循環創造事業交付金交付額確定通知書</p> <p>年 月 日付け 第 号により交付決定した地域経済循環創造事業交付金の交付金事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。</p>	<p>(別記様式第11号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名 あて</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">地域経済循環創造事業交付金交付額確定通知書</p> <p>年 月 日付け 第 号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金の交付金事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。</p>

改正後	改正前
<p>(別記様式第12号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名 あて</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">地域経済循環創造事業交付金返還命令通知書</p> <p>年 月 日付け 第 号により交付決定した地域経済循環創造事業交付金の交付金事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第 項の規定により、金 円の返還を命じる。</p> <p>なお、返還の期限は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号)第 条第 項の規定に基づき、本通知の日から20日以内とする。</p>	<p>(別記様式第12号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名 あて</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">地域経済循環創造事業交付金返還命令通知書</p> <p>年 月 日付け 第 号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金の交付金事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第 項の規定により、金 円の返還を命じる。</p> <p>なお、返還の期限は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号)第 条第 項の規定に基づき、本通知の日から20日以内とする。</p>

改正後	改正前
<p>(別記様式第15号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 あて</p> <p style="text-align: center;">地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">地域経済循環創造事業交付金財産処分承認申請書</p> <p>標記について、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第21条の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体及び交付金事業の名称 2 交付金事業者の名称・所在地・代表者氏名 3 総事業費 4 交付対象経費 5 処分する施設・設備の名称 6 処分内容 7 処分する理由 <p>1 処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。</p> <p>2 処分内容の欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、借主等)、処分の対価(売却価格、賃貸料等)等を記載すること。</p>	<p>(別記様式第15号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 あて</p> <p style="text-align: center;">地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">地域経済循環創造事業交付金財産処分承認申請書</p> <p>標記について、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第22条の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体及び交付金事業の名称 2 交付金事業者の名称・所在地・代表者氏名 3 総事業費 4 交付対象経費 5 処分する施設・設備の名称 6 処分内容 7 処分する理由 <p>1 処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。</p> <p>2 処分内容の欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、借主等)、処分の対価(売却価格、賃貸料等)等を記載すること。</p>

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（ローカル10,000プロジェクト）の規定は、令和8年4月1日以降に交付申請を行う交付金から適用し、同日前に交付申請を行った事業に対する交付金については、なお従前の例による。
- 3 交付金の交付を受けようとする地方公共団体から令和8年3月31日までに総務省に提出された別途定められた事業実施計画書に係る事業における改正後の第7条の適用については、改正後の交付限度額が改正前の交付限度額を下回る場合に限り、なお従前の例による。
- 4 交付金事業の事業期間が2年であって、令和8年3月31日までに事業初年度の交付決定を受けた事業における改正後の第7条の適用については、なお従前の例による。

地域経済循環創造事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱（令和3年総行政第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(下線が変更部分)

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）であって、財政力指数が0.5未満の市町村が助成を行う事業（ただし、<u>第7条第2項</u>の表の③に該当するものは除く。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、当該市町村の財政力指数に応じて、それぞれ<u>第7条第2項</u>の表の右欄に掲げる交付率とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）であって、財政力指数が0.5未満の市町村が助成を行う事業（ただし、<u>第6条第4号</u>の表の③に該当するものは除く。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、当該市町村の財政力指数に応じて、それぞれ<u>第7条第4号</u>項の表の右欄に掲げる交付率とする。</p>

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。